

業務委託契約書（案）

(総第1) 則 条 乙は、別紙「旭川清掃活動企画運営 仕様書」(以下「仕様書」)

ばならない。

1. 委託業務の名稱 旭川清掃活動企画運営

2. 美術の履行場所 旭川及小樽川直轄管理区間

3. 契約期限 平成20年●●月●●日から平成20年12月19日まで

4. 契約金額 三〇〇〇円

消費税及び地方消費税額に係る消費税額及地方消費税法第28条第1項、第29条及び地方税法第72条

の82、第72条の83の規定に基づき契約金額に105分の5を乗じて得た額である。

5. 契約保証金 免除

上記の委託契約について、委託者 分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 岡山河川

をアドバイスして、次の事項により業務委託契約を締結し、信義に従つ

アントワネットを馬鹿にするトチズ

「歌美に心を假すものである。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成20年●●月●●日

甲 委 託 者

官担当行為負担行支費用分任中國地方整備局事務所長成光政

乙
受託
昇

1 条 乙は、別紙「旭川清掃活動企画運営 仕様書」（以下「仕様書」という。）に基づき頭書の金額をもって頭書の契約期間、頭書の業務を履行しなければならない。

2 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。

3 この契約書に定める金額の支払に用いる通貨は、日本円とする。

4 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

（指示等及び協議の書面主義）

2 条 この契約書に定める、指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならぬ。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、甲及び乙は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、甲及び乙、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。

3 甲及び乙は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

（工程表及び活動の実施手法の提出）

3 条 乙は、この契約締結後14日以内に別紙仕様書に基づいて工程表及び活動の実施手法を作成し、甲に提出しなければならない。

2 甲は、必要があると認めるときは、前項の工程表及び活動の実施手法を受理した日から7日以内に、乙に対してその修正を請求することができる。

3 工程表及び活動の実施手法は、甲及び乙を拘束するものではない。

（権利義務の譲渡等）

4 条 乙は、この契約により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させではない。

2 前項の「主たる部分」とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。

（一括委任等の禁止）

5 条 乙は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、業務の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせよとするとき（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面（再委託（変更等）承諾申請書）を甲に提出し、承諾を得なければならぬ。

3 乙は、業務の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせよとするとき（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲を記載した書面（再委託（変更等）承諾申請書）を甲に提出し、承諾を得なければならぬ。

4 乙は、第3項の申請をする際にあわせて、再委託の相手方及び再委託の相手方がさらには再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは、当該複数段階の再委託の相手方の、住所、氏名、再委託を行う業務の範囲を記載した書面（以下「履行体制に関する書面」という。）を甲に提出しなければならない。

乙は、第3項の申請をする際にあわせて、再委託の相手方及び再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは、当該複数段階の再委託の相手方の、住所、氏名、再委託を行う業務の範囲を記載した書面（以下「履行体制に関する書面」という。）を甲に提出しなければならない。

5 第3項及び第4項の規定は、乙がコピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等の軽微な業務を再委託しようとするときには、適用しない。

- 6 第3項のなお書きの規定は、軽微な変更に該当するときには、適用しない。
7 乙は、甲が契約の適正な履行の確保のため、必要な報告等を求めた場合には、これに応じなければならない。

(担当職員)

第6条 甲は、乙の業務の履行について確認等を行う担当職員（以下「担当職員」といいう。）を定めたときは、官職等を書面により乙に通知しなければならない。変更したときも、同様とする。

(業務管理責任者)

第7条 乙は、乙に替わって業務を履行する業務員（以下「業務員」という。）を指揮監督する業務管理責任者（以下「業務管理責任者」という。）を定め、書面により甲に通知しなければならない。変更したときも同様とする。

(措置請求)

第8条 甲は、業務管理責任者又は業務員が業務の履行又は管理につき著しく不適当と認められるときは、乙に対しその理由を明示し、必要措置をとるべきことを求めることができる。

2 乙は、前項に規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に甲に通知しなければならない。

(業務内容の変更等)
第9条 甲は、必要がある場合には乙に通知して、業務の内容を変更し、委託業務を一時中止し、又は委託期間を短縮することができる。この場合において、頭書の契約金額を変更する必要があると認められたときは、甲乙協議して書面によりこれを変更する。

(損害賠償)

第10条 業務の履行によって生じた損害（第三者におよぼした損害を含む。）及び損害のため必要を生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、これを除く。

(業務完了確認)

第11条 乙は、業務を完了したときは、すみやかに甲に業務完了通知書を提出しなければならない。

2 甲は、前項に基づく業務完了通知書が提出されたときは、すみやかに業務完了の確認をし、乙に業務完了確認書を交付しなければならない。

(委託料の支払)

第12条 乙は、前項第2項の規定による業務完了確認書に基づき支払を書面により請求することができる。

2 甲は、前項による適正な請求書を受理したときは、その日から30日以内に委託料を支払わなければならない。

3 甲の責に帰する事由により第1項にかかる支払が、前項に規定する支払期限までに支払われない場合、乙はその請求金額につき、遅延日数に応じ年3.7パーセントの割合を乗じた額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(甲の解除権)
第13条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。
一 乙の責に帰すべき理由により、この業務の遂行の見込みがないと明らかに認められるとき。
二 正当な理由がないのに業務を履行しないとき又は契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

(乙の解除権)

- 第14条 乙は、甲が次の各号の一に該当するときは契約を解除することができる。
一 甲が契約に違反し、その違反により業務の遂行が不可能になったとき。
二 第10条の規定により、業務内容を変更した場合において重大な損害を受けると認められるとき。

(違約金等)

第15条 乙の責に帰すべき事由により甲が解除したときは、乙は残存期間に対する金額の10分の1を違約金として甲の指定する期限までに納入しなければならない。

2 乙が前条の規定により契約を解除した場合において損害をこうむったときは、甲はその損害額を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲乙協議して定める。

(紛争の解決)

第16条 この契約の各条項において甲乙協議して定めるものにつき、協議が整わない場合、その他この契約に関する甲乙間に紛争が生じた場合には、甲乙協議により選任した者のあっせん又は調停により解決を図る。この場合における紛争の処理に要する費用は、甲乙協議して特別の定めをしたものと除き各自これを負担する。

(秘密の保持)
第17条 乙は、この委託業務履行中に知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(補則)
第18条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義を生じた場合は、甲乙協議して定める。